

声明

本日、水戸地方裁判所(前田英子裁判長)は、原告らの訴えを容れて、東海第二原発の運転を差し止めるという判決を言い渡しました。

東海第二原発は 2011 年の福島原発事故で被災した原発の一つであり、また運転開始からすでに 40 年以上を経過した老朽原発です。また、周辺自治体の多くが、その安全性に疑問を呈し、また避難計画の立案が困難であることを理由に再稼働には反対する意見を表明しています。

今日の判決は、原発の安全性について判断する枠組みについて、深層防護の第 1 から第 5 までのレベルのいずれかが欠落し、不十分なことが具体的危険であるとしました。

そして、第 1 から第 4 までのレベルについては看過しがたい過誤欠落があるとは認められないとしたものの、避難計画などの第 5 の防護レベルについては、原子力災害重点区域である PAZ,UPZ 内の住民が 94 万人にも及ぶにもかかわらず、実現可能な避難計画、これを実行しうる態勢が整えられているにはほど遠い状態であり、この区域内に居住する原告には人格権侵害の具体的な危険があると判断したものです。

このような判断の背景には、裁判所が具体的な事故の危険性があるという判断が前提となっており、看過しがたい過誤欠落とまでは認められませんでした。地震、耐震設計、老朽化、経理的な基礎の欠落、火山、津波、火災、重大事故対策などの多くの論点について原告側が展開した論点についての立証も、結果としては活きていると考えます。

福島原発事故から 10 年を経過し、国民の過半数が脱原発を望んでいる状況の下で、また、多くの地域住民の再稼働を止めてほしいという切なる願いにこたえたものであり、画期的な司法判断であるといえます。このような判断を下した勇気ある裁判官の皆さんに、心からの敬意を表します。

原告らは、被告日本原電に対して、この厳正な司法判断に服し、東海第二原発再稼働の無謀な計画を断念し、控訴をしないように強く求めるものです。

2021 年 3 月 18 日

東海第 2 原発差止訴訟団・弁護団

原告団声明

東海第二原発運転差し止め訴訟団の主張が、明確に水戸地裁に届きました。独立の気概のある裁判官によって、福島原発事故の教訓が生かされたのです。

事故が起こったら、最終的に防護の第5層が確立していなければ人格権の侵害につながらざるを得ない。そして、事故はどのような原因によっても起こりうる。絶対事故はないとはいえない、ということをもって原告住民の訴えを認めた。

わたしたちは第一審を勝ち取りました。しかし相手があります。日本原電の態度如何で裁判は東京高裁に持ち込まれます。わたしたちの闘いは継続します。改めて、高裁の場での闘いを直ちに準備しなければなりません。

また本訴の闘いが続いている間に、日本原電は対策工事を完成させ再稼働を強行する可能性もあります。

水戸地裁勝利を踏まえて、闘いの継続をここに表明しておきたいと思います。

2021年3月18日 東海第二原発差し止め訴訟原告団